

マージン率等に係る情報提供

株式会社データサービスセンター

労働者派遣法第23条第5項に基づき下記の情報を提供します。(対象：令和5年5月～令和6年4月)

記

- 派遣労働者数 34人
- 派遣先事業所数(実数) 15社
- 労働者派遣に関する料金の平均額 22,158円
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 派遣労働者の賃金の額の平均額 13,379円
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))
- マージン率 39.6%
(マージン率 = 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合)
- 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣部 TEL: 055-973-2000
- その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項
※マージンには、営業利益の他、以下のような経費が含まれております。

キャリアアップに資する教育訓練(抜粋)

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給
新規採用者訓練	未経験者の新規採用者	OFF-JT	弊社	無償	有給
職能別訓練	採用後1年経過後の希望者	OFF-JT	弊社	無償	有給

- ・労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育
- ・法定福利費(事業主として負担すべき社会保険料および労働保険料)
- ・派遣労働者の年次有給休暇および特別休暇取得時にかかる賃金
- ・派遣労働者の健康診断費用
- ・派遣労働者の教育研修費用
- ・派遣労働者の募集採用活動費用
- ・派遣労働者の労務管理費用
- ・事務所賃借料、宣伝広告費、通信費等の諸費用 他

- 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等
 - ・労使協定の締結：あり(当該協定の有効期間の終期 2025年3月31日)
 - ・当該協定の対象となる派遣労働者の範囲：当社にて雇用し派遣就業しているすべての派遣労働者